

## パワー・ハラスメント

パワー・ハラスメント(パワハラ)とは、教職員が職務上の地位又は権限を不正に利用して、他の教職員に対して行う業務の適正な範囲を超えた不適切な言動をいいます。

### パワー・ハラスメントの具体例

#### ① 身体的な攻撃

- 暴行、傷害に至る肉体的な暴力をふるう。

#### ② 精神的な攻撃

- 脅迫、名誉毀損、侮辱、ひどい暴言。
- 他の教職員の前で、必要以上の叱責を繰り返すなど過度に威嚇的行動をとる。

#### ③ 人間関係からの切り離し

- 隔離、仲間はずし、無視する等、存在を認めないような対応をする。

#### ④ 過大な要求

- 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことを強制する。
- 本来業務と異なる要求をすることにより、仕事の妨害をする。

#### ⑤ 過小な要求

- 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じる。
- 仕事を与えない。

#### ⑥ 個の侵害

- 私的なことに過度に立ち入る。

これらすべてのハラスメントは明確に分類できるものではなく、「複合的に重なり合って起こりうるものである。



## 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント

妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントとは、女性教職員の妊娠、出産に関することや教職員の育児・介護に関することについて、当該教職員に対して行う就労上の不適切な言動により、勤務環境に悪影響を及ぼすことをいいます。

### 妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメントの具体例

#### ① 上司が女性教職員からの妊娠報告や教職員からの休業制度等の利用相談に対して、不利益な取扱いを示唆するような発言をする。

- 他の人を雇うので早めに辞めてもらうしかない。
- 休みをとるなら辞めてもらう。
- 次の査定の際は昇進させない。

#### ② 上司・同僚等から教職員が休業制度等を利用申請する(申請しようとする)ことに対し、制度の利用をあきらめざるを得ないと思わせるような発言をする。

- 男のくせに育児休業をとるなんてあり得ない。
- 自分なら取得しない。
- みんながどれだけ迷惑すると思っているのか。
- 休みを取得するなら協力しない。

#### ③ 上司・同僚等から女性教職員が妊娠した状態や教職員が休業等の制度を利用していることに対して、能力の発揮や就業の継続に悪影響を生じさせるような発言をする。

- 妊婦はいつ休むかわからないから困る。
- 妊娠するなら忙しい時期を避けてもらいたいものだ。
- 時間外労働の制限をしている人にはたいした仕事はさせられない。
- 自分だけ短時間勤務をしているなんて周りを考えていない。

#### ④ 上記1~3に掲げる発言の他、次の行為も含む。

- 業務に従事させない。
- 専ら雑務に従事させる。
- 仕事上の必要な情報を与えない。
- 参加していた会議に参加させない。

### ※留意事項

上司・同僚等が業務の調整のために、当該教職員に休業等の期間を適切に確認すること、また、妊娠等の状態に鑑み、当該教職員に業務の軽減の意向を適切に確認することについてまでハラスメントとするものではありません。

## STOP HARASSMENT

### ハラスメントを防止するために

ハラスメントは誰もが加害者・被害者になる可能性があります。自分では何でもないと思った言動が、相手に不快感を与え、傷つけている場合もあるのです。

一方的に自分の価値観を押し付けず、相手の立場を理解することで、ほとんどのハラスメントは回避できるのです。

また、ハラスメントの防止・抑制には、普段のコミュニケーションが重要です。日頃から相手を尊重し、信頼できるパートナーシップを築くように心がけましょう。

ハラスメントのない環境をつくるためには、一人ひとりがハラスメントに対する理解を深めることが大切です。お互いを一人の人間として認め合い、尊重し合うことが、その前提としてとても重要です。

### ハラスメントの相談と 環境改善への流れ

#### 電話でのご相談

※直接訪ねて頂いても結構です。

#### 相談員による対応

ハラスメント  
防止委員会による相談への対処等  
及び被害の救済

環境改善

## STOP HARASSMENT



### ハラスメントかなと思ったら

もし、ハラスメントかなと思ったら、ひとりで悩まず、勇気を出して周囲の信頼できる人や相談員に相談しましょう。また、嫌なことは、相手に対して明確に意思表示をしましょう。



### ハラスメントに関する相談先

相談窓口ホットラインまたは相談員に電話でご連絡ください。直接訪ねて頂いても結構です。

相談員の連絡先は、下記の大学HPをご覧ください。

#### 在学生



在学生の方

▼

ハラスメント

[https://park.saitama-u.ac.jp/~student\\_support/ac\\_hara/](https://park.saitama-u.ac.jp/~student_support/ac_hara/)

#### 教職員

教職員のページ



STOP!ハラスメント

[https://www.saitama-u.ac.jp/stop\\_harassment/](https://www.saitama-u.ac.jp/stop_harassment/)

※学内規則により、相談の際のプライバシーは守られます。

(相談員には守秘義務があります。)

※所属部局以外のどの相談員にも相談できます。

※学外での実習やインターンシップなどの中でハラスメントの被害を受けた時も、指導教員や相談員に相談しましょう。

相談窓口ホットライン(埼玉大学総務部人事課)

TEL:048-858-9138 (内線712105)